海外へのコメ・コメ加工品輸出に係る規制対応経費支援について

　　コメ・コメ加工品の輸出に当たっては、輸出先国・地域の規制への対応が必要となる場合がある。そのため、輸出先国・地域の規制への対応を図るために行うデータの収集や規制当局への協議、食品ラベル表示に当たって必要となる栄養分析等に要する経費を下記のとおり支援する。

記

１　対象者

　　戦略的輸出事業者

２　補助対象

　 コメ・コメ加工品を対象に輸出先国・地域の規制への対応を図るための以下の経費を支援する。

①　輸出先国・地域の規制に対応するためのデータの収集や規制当局への協議等に要する経費

②　食品ラベル表示（栄養表示等）に当たって必要となる栄養分析等に要する経費

※　②については、輸出先国・地域の食品ラベル表示義務項目が日本の食品表示項目等と異なる場合のみ補助対象とするものとする。（例：飽和脂肪酸やトランス脂肪酸の栄養表示等）

※　補助対象経費：役務費、委託費、その他経費（分析費用は補助対象とするが、サンプル費用及び発送料は補助対象外とする。）

３　補助の上限

　　２の②の栄養分析等に要する経費については、１事業者あたり10件、１件当たり５万円を上限とする。

４　実施計画申請手続

　コメ・コメ加工品規制対応事業実施要領第８に基づき、あらかじめ輸出拡大計画を全米輸に提出した上で（※）、２の①の申請については海外へのコメ・コメ加工品輸出に係る規制対応経費支援事業実施計画書（様式１）（規制対応に係る取組概要、実施時期、経費内訳（委託先の見積明細書等を添付））、２の②の申請については栄養成分等の分析費用支援実施計画書（様式２）（分析機関の見積書等を添付）を作成し、令和７年１月31日までに一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（以下「全米輸」という。）へ申請するものとする。ただし、令和７年３月31日までに取組が終了する必要があることに留意すること。

※新たな国・地域向けの輸出に係る取組について、本事業による支援を受けようとするときは、輸出拡大計画の申請は要さないものとする。

全米輸は、提出された実施計画を審査の上、必要と認められる場合には当該実施計画を承認するものとする。

なお、実施計画を変更する必要が生じた場合は、速やかに全米輸に連絡するとともに、海外へのコメ・コメ加工品輸出に係る規制対応経費支援事業実施計画書（様式１）又は栄養成分等の分析費用支援実施計画書（様式２）により計画変更の申請を行うものとする。

５　実施報告及び支払申請手続

コメ・コメ加工品規制対応事業実施要領第８の８に基づき、事業完了後速やかに実施報告を行うとともに、事業完了分の支払いを受けようとするときは、「実施報告書及び支払申請書」又は「実施報告書」の提出を行うものとする。

なお、「実施報告書及び支払申請書」の提出に当たっては、支払申請書添付資料（別添１）及び領収書添付台紙（別添２）を添付するものとする。また、２の①については、輸出規制の対応内容、実施時期、委託先からの報告書等を添付するものとし、２の②については、分析結果の写し等を添付するものとする。

６　事業遅延の届出

戦略的輸出事業者は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難となった場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は、補助事業の遂行が困難となった理由を速やかに全米輸に届け出なければならない。

７　その他

戦略的輸出事業者は、本事業の活用により支援を受けて行う取組のためのコメ・コメ加工品の輸出に当たり輸出先国の植物検疫や食品衛生に係る規制に関係する可能性のある問題が生じた場合には、全米輸及び農林水産省に対し、速やかに情報提供を行うものとする。

また、本事業の活用により支援を受ける戦略的輸出事業者は、支援を受けることとなる取組の内容にかかわらず、上記問題が生じた場合には、全米輸及び農林水産省に対し、情報提供を行うこととする。

なお、当該情報提供を行ったことをもって、全米輸及び農林水産省が当該問題を解決することを約束するものではないことに留意すること。

|  |
| --- |
| 【お問い合わせ先】  一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会  　事務局　仲地、伊藤  E-mail:jimukyoku@zenbeiyu.or.jp TEL:０３－５６４３－１７２０ |